

医療施設と疾病予防施設等との合築について

(平成 7 年 4 月 26 日)

(健政発第 390 号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

標記については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 4 年 7 月 1 日健政発第 418 号通知。以下「第 418 号通知」という。)により取り扱っているところであるが、医療法第 42 条第 5 号及び第 6 号に規定する施設(以下「疾病予防施設」という。)の普及の促進を図る目的から、医療施設と疾病予防施設を明確に区分することとしていたこれまでの取り扱いを左記のとおり改めることとしたので通知する。

記

1 医療施設と疾病予防施設等の共用について

(1) 同一開設者が、病院又は診療所と疾病予防施設を併設する場合であって、以下の要件をすべて満たすときは、病院又は診療所の施設(出入り口、廊下、便所、待合室等を含む。)を共用して差し支えない。

ア 当該疾病予防施設が医療法第 42 条第 5 号又は第 6 号に定める基準に適合するものであること。

イ 疾病予防施設としての専用部分として、病院又は診療所とは明確に区分された事務室を設けること。

但し、患者に混乱を生じないようにするために、病院又は診療所の業務に支障のない場所を選定すること。

ウ 機能訓練室を共用する場合には、病院又は診療所の患者に対する治療その他のサービスに支障がないものであること。

なお、共用に当たっては、利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

エ 病院又は診療所と疾病予防施設はそれぞれ別個の事業として、会計、組織、人員等の区分を明確にし、病院又は診療所の従事者が疾病予防施設の従事者を兼ねることは、原則として認められないものであること。

(2) これに伴い、病院又は診療所と疾病予防施設の大幅な共用が認められこととなるが、既設の病院又は診療所内に疾病予防施設としての専用部分を設置する場合にあっては、医療法に基づく変更の手続きを行い、病院又は診療所の一部を廃止することとなるので留意されたい。

(3) なお、(老人)訪問看護ステーション及び老人介護支援センターについても、これまで、病院又は診療所の施設(出入り口、廊下、便所等を含む。)との共用を認めてきたところであるが、前記(1)イ、エ、(2)に準じて取り扱われたい。

2 その他

第 418 号通知第三の 1 の(1)の①は削除する。